

北海道告示第 11025 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 4 年 11 月 21 日までに北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 4 年 7 月 21 日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

駅前第 2 施設建築物

小樽市稲穂 2 丁目 65 番地

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 支配人 小西 伸幸

東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号 ほか 38 者

### (3) 変更した事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場 No.	変更前		変更後	
	収容台数	位置	収容台数	位置
隔地平面駐車場	31 台	届出書図 2-1 記載	31 台	届出書図 2-2 記載
隔地立体駐車場	—	—	86 台	届出書図 2-2 記載
小樽稲穂駐車場	48 台	届出書図 2-1 記載	—	
樽石ビル立体駐車場		届出書図 2-1 記載		
第一ビル駐車場		届出書図 2-1 記載		
合計	79 台		117 台	

#### イ 駐車場の出入口の数及び場所

駐車場 No.	変更前		変更後	
	収容台数	位置	収容台数	位置
隔地平面駐車場	入口 1 箇所 出口 1 箇所	届出書図 2-1 記載	入口 1 箇所 出口 1 箇所	届出書図 2-2 記載
隔地立体駐車場	—	—	入口 1 箇所 出口 1 箇所	届出書図 2-2 記載
小樽稲穂駐車場	入口 1 箇所 出口 1 箇所	届出書図 2-1 記載	—	—
樽石ビル立体駐車場	出入口 1 箇所	届出書図 2-1 記載	—	—
第一ビル駐車場	出入口 1 箇所	届出書図 2-1 記載	—	—
合計	6 箇所		4 箇所	

### (4) 変更の年月日

令和 4 年 12 月 1 日

(5) 変更する理由

建替えをする隔地立体駐車場を届出駐車場とするため。

2 届出年月日

令和4年7月5日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和4年7月21日（木）から同年11月21日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、小樽市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は小樽市へ問い合わせること。